

議案第27号

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

南風原町長 金城 宏 孝

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例

南風原町監査委員条例（昭和47年南風原村条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。